

## 赤磐市就職説明会等参加帰省費用助成金交付規則

### (目的等)

第1条 この規則は、赤磐市が主催又は共催する就職説明会、婚活イベント等に参加する者に対して、その事業に要する費用の一部を予算の範囲内において助成することにより、本市への移住を促進し、地域の活性化を図ることを目的とする。

2 助成金の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、この規則に定めるもののほか、赤磐市補助金等交付規則（平成17年赤磐市規則第56号）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 助成対象者 赤磐市へのU・I・Jターンを希望して就職説明会、婚活イベント等（以下「就職説明会等」という。）に参加する者をいう。

(2) 助成対象者の住所地 赤磐市移住・定住ポータルサイト会員登録している住所をいう。

### (助成金の交付条件)

第3条 赤磐市就職説明会等参加帰省費用助成金（以下「助成金」という。）の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 赤磐市移住・定住ポータルサイト会員に登録していること。

(2) 赤磐市が主催又は共催し、事業参加証明書を発行する就職説明会等に参加した者であること。

(3) 暴力団員等（赤磐市暴力団排除条例（平成23年赤磐市条例第18号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）ではないこと。

### (助成金の対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費は、助成対象者がその全部又は一部を支出した次の各号に掲げる経費とする。ただし、国、県又は本市以外の市町村からの助成金を得て同様の事業を行ったときは、当該事業の助成対象経費から当該金額を差し引いた額とする。

(1) 鉄道賃 助成対象者の住所地の最寄り駅から開催地の最寄り駅までの往復鉄道賃とする。

(2) 航空賃 助成対象者の住所地の最寄り空港から開催地の最寄り空港までの往復航空運賃とする。

(3) 高速バス料金 助成対象者の住所地の最寄り停留所から開催地の最寄り停留所までの往復高速バス料金とする。

(4) 前各号に掲げる経費と宿泊料が一体となった旅行商品の購入代金 助成対象者の住所地の最寄り駅又は空港から、市内開催地の最寄り駅又は空港までの往復運賃と宿泊料が一体となった旅行商品の購入代金とする。

(助成金額)

第5条 往復に要した交通費の半額を助成金額とする。ただし、2万5,000円を上限とする。

2 前項によって得られた額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金交付の制限)

第6条 この助成金の交付は、同じ助成対象者に対して同一年度内に2回を上限とする。

(交付の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、就職説明会等に参加した日から起算して30日を経過する日までに赤磐市就職説明会等参加帰省費用助成金交付申請(兼請求)書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業参加証明書
- (2) 必要経費に係る領収書の原本又は支払を証明できるもの
- (3) その他、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条による助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、助成金の交付決定及び額の確定を行い、赤磐市就職説明会等参加帰省費用助成金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(助成金の支出)

第9条 市長は、前条による交付の決定を行った場合は、速やかに支払うものとする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により、助成金の交付を受けた者がいるときは、既に交付した助成金を返還させることができる。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。